

基本刑法Ⅰ〔第3版〕 訂正表

※誤りを訂正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	1刷	2刷以下
(執筆 紹介)	豊田兼彦（とよた・かねひこ） 大阪大学大学院法務研究科教授	大阪大学大学院法学研究科教授

頁数	修正箇所（2刷）	修正後（3刷）
p 10	コラム内 1行目および4行目 「レ <u>ジュー</u> ム」	→以下に修正 「レ <u>ジ</u> ーム」
p 16	上から 12行目 「各省が定める～」	→以下に修正 「各省 <u>大臣</u> が定める～」
p 26	上から 1行目および3行目および4行目 「反射運動」	→以下に修正 「反射 <u>的</u> 運動」
p 39	本文中下から 1行目 「第5 柏丸事件」	→以下に修正 「第5 柏 <u>島</u> 丸事件」
p 49	上から 17行目 「法文上『 <u>に</u> よって』という～」	→以下に修正 「法文上『 <u>よ</u> って』という～」
p 61	下から 9行目 「病 <u>人</u> である A の～」	→以下に修正 「病 <u>者</u> である A の～」
p 68	上から 10 - 11行目 「客観的相当因果関係の対立～」	→以下に修正 「客観的相当因果関係 <u>説</u> の対立～」
p 72	上から 13行目 「因果関係 <u>を</u> 有無」	→以下に修正 「因果関係 <u>の</u> 有無」
p 76	上から 14行目	

	「 <u>過</u> った治療方法」	→以下に修正 「 <u>誤</u> った治療方法」
p 100	下から 4 行目 「決意して <u>望</u> んだ」	→以下に修正 「決意して <u>臨</u> んだ」
p 112	上から 10 行目 「 <u>法定的符号説</u> によれば～」	→以下に修正 「 <u>数故意犯説</u> によれば～」
p 112	下から 2 行目 「法定的符号説からは、～」	→以下に修正 「法定的符号説 <u>(数故意犯説)</u> からは、～」
p 115	上から 3 行目 「 <u>現実</u> に <u>行</u> われた」	→以下に修正 「 <u>現実</u> に <u>発</u> 生した」
p 116	下から 13 行目 「危険性を故意に実行し」	→以下に修正 「危険性のある行為を故意に実行し」
p 117	上から 11 行目 「窒息死させる」	→以下に修正 「 <u>砂末吸引</u> によって窒息死させる」
p 120	上から 3 - 4 行目 「 <u>現実</u> の発生した犯罪事実」	→以下に修正 「 <u>現実</u> に発生した犯罪事実」
p 128	下から 14 行目 「作用に <u>強</u> い」	→以下に修正 「作用 <u>の</u> 強い」
p 138	上から 7 - 8 行目 「 <u>誤</u> まったために」	→以下に修正 「 <u>誤</u> ったために」
p 157	下から 16 行目 「経済的対価を追 <u>及</u> する」	→以下に修正 「経済的対価を追 <u>求</u> する」
p 159	上から 10 行目 「信者に対 <u>す</u> る」	→以下に修正 「信者にお <u>け</u> る」

p 169	上から 2 行目 「 <u>侵害者の不正な利益を</u> ～」	→以下に修正 「 <u>不正な侵害者の利益を</u> ～」
p 171	上から 8 行目 「法 <u>益</u> 侵害秩序を保護する～」	→以下に修正 「法秩序を保護する～」
p 173	下から 8 行目 (2 カ所) 「 <u>拳銃</u> 」	→以下に修正 「 <u>拳銃</u> 」
p 178	下から 6 - 7 行目 「ので、 <u>X</u> はA を～」	→以下に修正 「ので、A を～」
p 186	下から 9 行目および 10 行目 「 <u>拳銃</u> 」	→以下に修正 「 <u>拳銃</u> 」
p 221	コラム内下から 3 行目 「第 5 柏丸事件」	→以下に修正 「第 5 柏 <u>島</u> 丸事件」
p 251	上から 16 行目 「予備は未遂 <u>以前</u> の準備行為である～」	→以下に修正 「予備は未遂 <u>より前</u> の準備行為である～」
p 251	下から 7 行目 「なお、未遂 <u>以前</u> の行為として～」	→以下に修正 「なお、未遂 <u>より前</u> の行為として～」
p 254	上から 7 行目 「占有する財物の <u>占有</u> を自己～」	→以下に修正 「占有する財物を自己～」
p 284	上から 8 行目 「 <u>行為者</u> を奨励することにより～」	→以下に修正 「奨励することにより～」
p 284- 285	下から 1 行目 - 上から 1 行目 「必要的に減 <u>軽</u> される」	→以下に修正 「必要的に減 <u>免</u> される」

p 320	下から 1 行目 「ピストルと <u>発</u> 射と～」	→以下に修正 「ピストル <u>の</u> 発射と～」
p 322	上から 13 行目および 15 行目 「 <u>拳銃</u> 」	→以下に修正 「 <u>拳銃</u> 」
p 324	上から 3 行目および 4 行目および 6 行目 「 <u>拳銃</u> 」	→以下に修正 「 <u>拳銃</u> 」
p 351	下から 10 行目 「実行行為で幫助行為を行い～」	→以下に修正 「実行行為 <u>の途中</u> で幫助行為を行い～」
p 365	上から 9 - 10 行目 「業務上の占有者 X にも～」	→以下に修正 「業務上の占有者 <u>でない</u> X にも～」
p 369	上から 4 - 5 行目 「所在を <u>追</u> 求した」	→以下に修正 「所在を <u>追及</u> した」
p 398	コラム内 4 - 5 行目 「加えた場合を『解消』 <u>を</u> いうとして～」	→以下に修正 「加えた場合を『解消』 <u>と</u> いうとして～」
p 413	上から 4 行目 「『成立』するのか <u>否</u> かを検討し～」	→以下に修正 「『成立』するのか <u>を</u> 検討し～」
p 433	上から 2 行目 「処すべき <u>時</u> は」	→以下に修正 「処すべき <u>とき</u> は」
p 433	上から 5 - 6 行目 「処すべき <u>時</u> は」	→以下に修正 「処すべき <u>とき</u> は」
p 434	下から 4 行目 「、有期懲役、 <u>禁錮</u> 、～」	→以下に修正 「、有期懲役・ <u>禁錮</u> 、～」
p 434	下から 4 行目	

	「科料と併科される」	→以下に修正 「科料、 <u>没収</u> と併科される」
p 436	上から 6 行目 「 <u>自由刑</u> とは、～」	→以下に修正 「 <u>自由刑</u> 」をゴシック体にする。
p 439	下から 12 行目 「ついては、没収はできない～」	→以下に修正 「ついては、 <u>特別の規定がなければ</u> 、没収はできない～」
p 448	上から 14 行目 「 <u>更正</u> することが～」	→以下に修正 「 <u>更生</u> することが～」
p 448	上から 17 行目 「 <u>または</u> 猶予中の者が～」	→以下に修正 「 <u>猶予中の者が</u> ～」
p 449	上から 7 行目 「改善 <u>更正</u> を図る」	→以下に修正 「改善 <u>更生</u> を図る」
p 449	コラム内上から 8 行目 「保護 <u>監察</u> 官が行う」	→以下に修正 「保護 <u>観察</u> 官が行う」
p 450	上から 6 行目 「刑の執行 <u>停止</u> の言渡し」	→以下に修正 「刑の執行 <u>猶予</u> の言渡し」
p 452	上から 3 行目 「罰金以上の <u>罪を犯した者</u> 」	→以下に修正 「罰金以上の <u>刑に処せられた者</u> 」
p 452	下から 10 行目 「刑訴法 339 条 1 項 <u>4</u> 号」	→以下に修正 「刑訴法 339 条 1 項 <u>1</u> 号」
p 452	下から 9 行目 「決定を <u>言い渡し</u> しなければならない」	→以下に修正 「決定を <u>し</u> なければならない」
p 457	【設問 3】上から 3 行目	→以下に修正

	「50 万円の罰金～」	「50 万円 <u>以下</u> の罰金～」
p 457	【設問 4】 上から 2 行目 「50 万円の罰金～」	→以下に修正 「50 万円 <u>以下</u> の罰金～」
p 462	上から 12 行目 (3 カ所) 「拳銃」	→以下に修正 「 <u>拳銃</u> 」
p 466	下から 9 - 8 行目 「ただし、天皇に退位はないから、事実上訴追されることはない。」	→削除

頁数	修正箇所 (3 刷)	修正後 (4 刷)
p 169	上から 2 行目 「 <u>原則</u> 」	→以下に修正 「要件」
p 183	上から 5 行目 「 <u>原則</u> 」	→以下に修正 「 <u>要件</u> 」
p 191	下から 13 行目 「(補充性の <u>原則</u> は適用されない)」	→以下に修正 「(補充性の <u>要件</u> は不要である)」
p 191	下から 12 行目 「(<u>法益均衡の原則</u> も適用されない)」	→削除
p 191	下から 12 行目 「反撃行為が～」	→以下に修正 「反撃行為が～」の前で改行
p 210	下から 6 行目 「(3) 補充性 (<u>補充性の原則</u>)」	→以下に修正 「(3) 補充性」

※5刷時・6 刷時に修正すべき箇所は見つかりませんでした。

頁数	修正箇所（6刷）	修正後（7刷）
p 427	【事例 13】 下から 2 行目 「 <u>A</u> 地点」	→以下に修正 「 <u>里</u> 地点」

※7刷→8刷→9刷 訂正は見つかりませんでした。